

2021 年 5 月 19 日

小売酒販組合 御中

石川県小売酒販組合連合会
(公印略)

国の「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」について

平素よりご協力をいただき御礼申し上げます。

標記については、2021 年 1 月に発令された緊急事態宣言に伴う「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」を給付する旨発表されていました。

このたび、行政当局の周知不足等により、新たに業種や地域にかかわらず給付対象となることが判明しました。

これまで酒類小売業者に対しては、何の支援措置も実施されておらず、厳しい経営状況が続いていますが、組合員がこの制度を活用できるよう、申請期限が迫っている中、下記により、直ちに周知願います。

なお、申請期限は 6 月第 2 週目まで延長されています。

また、この一時支援金を受給すると上乗せの「月次支援金」の支給対象となります。

記

1. 給付対象

2019 年比または 2020 年比で、2021 年の 1 月、2 月又は 3 月の売上が 50%以上減少しており、以下の①又は②に該当すること。(石川県の全域が②に該当します。)

- ① 緊急事態宣言（令和 3 年 1 月 7 日）の発令地域（以下「宣言地域」という。）の飲食店と直接・間接の取引があること
- ② 宣言地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けていること

2. 給付額

中小法人等：上限 60 万円

個人事業主等：上限 30 万円

※1 給付額の計算方法 2020 年又は 2019 年の対象期間（1 月～3 月）の合計売上－2021 年の対象期間の売上×3 ヶ月

※2 店舗単位・事業単位ではなく、事業者単位で給付されます

3. 申請方法

(1) 事前確認

①申請前に、登録確認機関（商工会・商工会議所、中小企業団体中央会、税理士、中小企業診断士、行政書士等）で事前確認を受ける必要があります。（石川県内 315 か所）

※県内の登録確認機関は、以下の URL から確認してください。

<https://reservation.ichijishienkin.go.jp/third-organ-search/>

②TV 会議または対面等で、事務局が定めた書類の有無の確認や宣誓内容に関する質疑応答等の形式的な確認を行います。

なお、登録確認機関は、当該確認を超えて、申請希望者が給付対象であるかの判断は行いません。また、事前確認の完了をもって、給付対象になるわけではありません。

③事前確認は、電話による質疑応答のみで、簡単に確認を受けることができる所属団体や事業性の与信取引先、顧問等の登録確認機関での事前確認を勧めます。

(2) 申請方法

アカウント登録の上、必要書類を添付して専用ホームページから申請

<https://ichijishienkin.go.jp/>

(3) 申請期限

5 月 31 日（月）まで

ただし、申請に必要な書類の準備に時間を要するなど、申請期限に間に合わない合理的な理由がある方については、「申請に必要な書類の提出期限」を **2 週間程度延長**します。

なお、申請する前に必要な「登録確認機関での事前確認」が受けられるのは「申請に必要な書類の提出期限」の数日前までとなるので、注意してください。

これらの期限延長をする場合は、2021 年 5 月 31 日(月)までに①申請 ID の発行及び②マイページ上からの延長の申込の両方を行ってください

4.周知文書・・・別紙1、2のとおり

5.参考資料

- ・月次支援金（別紙3）
- ・事前確認とは（別紙4）